

宮若市休日部活動地域展開推進業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 委託業務名

宮若市休日部活動地域展開推進業務

2 目的

本業務は、国が示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、教員の負担軽減を図るとともに、少子化の進行下においても児童生徒が継続してスポーツ・文化活動に親しむことができる環境を確保するため、段階的に部活動の地域展開を推進することを目的とする。

また、部活動の地域展開については、国のガイドラインにおいて地域の実情に応じて進めることとされていることから、本市の課題及びニーズを踏まえ、児童生徒の活動機会を損なうことなく計画的に地域展開を進めるとともに、地域における持続可能な運営体制を構築することが求められる。

これらの要件に適切に対応できるノウハウや経験を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を評価・選定することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務内容

別添の『宮若市休日部活動地域展開推進業務委託仕様書』のとおり。

(2) 業務期間

令和8年8月25日から令和9年3月31日まで。

(3) 予算上限額（消費税含む）

11,253,000円

(4) 支払金額の決定

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

4 契約について

(1) 本プロポーザルは、当該事業における事業者の事前選定作業として実施するものである。

(2) 契約に関する消費税については、当該年度の契約時点における法律を適用するものとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

(1) 福岡県内に本社または営業所を有し、宮若市教育委員会との連絡・調整が速やか

に行えること。

- (2) 中学校の部活動地域展開もしくは地域クラブ活動等の統括的な運営管理業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書（様式3）、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 過去5年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による処分を受けていないこと。

6 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------------------------|
| (1) 公示 | 令和8年7月7日（火） |
| (2) 「参加申込書」提出期限 | 令和8年7月16日（木） |
| (3) 質問書の受付期間 | 令和8年7月7日（火）から
令和8年7月16日（木）午後5時00分まで |
| (4) 参加資格審査結果通知 | 令和8年7月17日（金） |
| (4) 質問書に対する最終回答 | 令和8年7月21日（火） |
| (5) 提案書類受付期間 | 令和8年7月17日（金）から
令和8年7月30日（木）午後5時00分まで |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和8年8月6日（木）予定 |

7 参加申込書（様式1）の提出について

「参加申込書」及び添付書類（別紙「参加申込書」内に記載分）各一部を、令和8年7月16日（木）午後5時00分までに、担当部局に持参もしくは郵送で提出すること。持参する場合は、事前に学校教育課へ電話連絡をすること。また、郵送の場合は、書留、簡易書留及び特定記録のいずれかの方法にて、提出期限内必着にて送付のこと。

8 提案書類の提出及び作成要領

(1) 提案書類の提出

①受付期間 令和8年7月17日（金）から令和8年7月30日（木）まで

②提出先 〒823-0011 福岡県宮若市宮田29番地1

宮若市教育委員会 学校教育課 学校教育係

③提出方法 直接持参すること。受付期間のうち、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで受付を行う。

(2) 提案書は「宮若市休日部活動地域展開推進業務委託仕様書」及び「提案書作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出した提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、委託業者の選定を行う業務に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(5) 提出された提案書は返却しない。

9 質疑について

(1) 質問書（様式5）の提出

① 受付期間 令和8年7月7日（火）から令和8年7月16日（木）午後5時まで

② 提出方法 メールにて送付すること。

提出先メールアドレス gakkoukyouiku@city.miyawaka.lg.jp

(2) 質問への回答

① 回答日 令和8年7月21日（火）

② 回答方法 質問事項及び回答を取りまとめ、参加するすべての業者にメールにて回答する。

10 提案の方法について

提案の方法は、審査会を開催し、プレゼンテーションを行う。

(1) プレゼンテーションの期日及び場所

日時：令和8年8月6日（木）※詳細な時間は、対象者に別途通知する。

場所：〒823-0011 福岡県宮若市宮田29番地1

宮若市役所 202会議室（2階）

(2) 審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

(3) プレゼンテーションの準備に要する時間は、審査開始前10分以内とする。

(4) プレゼンテーションを行う順番は、事前に市におけるくじ引きにより決定し、参加者へ通知する。

(5) プレゼンテーションにおいて、パソコンを使用する場合は、参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市で準備する。

(6) プレゼンテーションに遅刻した場合、減点の対象となるが、あらかじめ設けられ

た提案者のプレゼンテーションの持ち時間の範囲内でプレゼンテーションを行うことができる。プレゼンテーションに欠席した場合は、「12 その他」に定める失格要件に該当する。

1.1 選定方法等

(1) 選定基準

内容評価における評価項目及び配点は以下のとおりである。

【評価項目および評価内容】

	評価項目
内容評価 (85点)	ア 会社概要（経営方針及び人員体制、事業実施にあたり適切な企業基盤及び実績を有しているか）
	イ 業務実績
	ウ 事業計画
	エ 指導者の確保
	オ 指導者の質の向上
	カ 安全管理体制について
	キ 連絡体制
	ク 法令順守体制
	キ 自由提案
価格評価 (15点)	提案見積価格

(2) 選定方法

本市の職員により組織された選定委員会において、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、上記選定基準に基づき評価し、評価結果をもとに選定委員会において審査の上、事業者を決定する。

(3) 審査結果

審査結果は審査会終了後、提案者全員に文書で通知する。

1.2 その他

(1) 失格要件

以下の場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがある。

- ①提案書に虚偽の記載がある場合
- ②提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ③提案書に記載された実務責任者が、極めて特別な場合（死亡等）を除き、担当でないことが明らかになった場合
- ④プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑤その他、選定委員会において不相当と認められた場合

(2) その他

- ①今回の提案に係る一切の経費については、提案される事業者の負担とする。
- ②本プレゼンテーションに関係すると思われる情報交換（名刺交換等を含む）については、一切禁止する。また、当日は名札等身分が判明すると思われるものの着用も禁止する。
- ③本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、事前に学校教育課へ電話連絡の上、速やかに持参又は郵送により、辞退届（様式7）を学校教育課まで提出すること。